

飯塚市中心市街地活性化事業の取組状況について

◇これまでの経過及び今後のスケジュール（案）

<これまでの主な経過>

日 時	内 容
8月6日（木）	飯塚本町東地区土地区画整理事業 アーケード機能回復工事現場着工
8月28日（金）	吉原町1番地区市街地再開発事業の歩車道整備工事完了
9月1日（火）	飯塚急患センター平日夜間診療開始（吉原町1番地区）

<今後のスケジュール(案)>

日 時	内 容
10月1日（木）	吉原町1番地区市街地再開発組合臨時総会の開催（議案：組合解散について）
10月1日（木）	飯塚市健幸プラザ供用開始及びオープン式典（ダイマル跡地事業地区）
10月末	飯塚本町東地区土地区画整理事業アーケード機能回復工事完了
10月末	“ “ 造成（その2）工事完了
11月上旬	飯塚本町東地区第2期使用収益開始（地権者4人）

総務委員会資料  
平成27年9月15日提出

## 第2次飯塚市総合計画策定基本方針

平成27年7月

飯塚市

## 第2次飯塚市総合計画策定基本方針

### 1 策定の趣旨

昭和44年、地方自治法の改正により、市町村は議会の議決を経て基本構想を定め、当該構想に基づく計画的、総合的な行政運営を図ることが義務づけられました。この趣旨をふまえ、平成18年3月26日、飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町の1市4町の合併により誕生した飯塚市は、合併前に策定した新市建設計画の考え方を基本とし、「第1次総合計画（平成19年度～平成28年度）」を策定し、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

一方、地方分権の進展とともに地方自治法の見直しが行われ、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、市町村の基本構想の策定義務が廃止され、基本構想の策定については市町村の判断に委ねられることとなりました。

今後、人口減少や少子高齢化の進行により、労働人口の減少に伴う税収減が懸念される一方で、社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されます。また、自然災害に対する備えなど暮らしの安全・安心対策や持続可能な社会の形成に向けた地域環境への対応など積極的な取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえ、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、長期展望に立ったまちづくりの「最上位計画」として総合計画を策定します。策定にあたって「飯塚市総合計画策定条例」に基づき、その根幹となる基本構想については議決事件として市議会へ上程します。

### 2 計画の構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成するものとします。

#### (1) 基本構想

基本構想は、市政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本理念と市の将来都市像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示す。計画期間は、平成29年度から38年度までの10年間とします。

#### (2) 基本計画

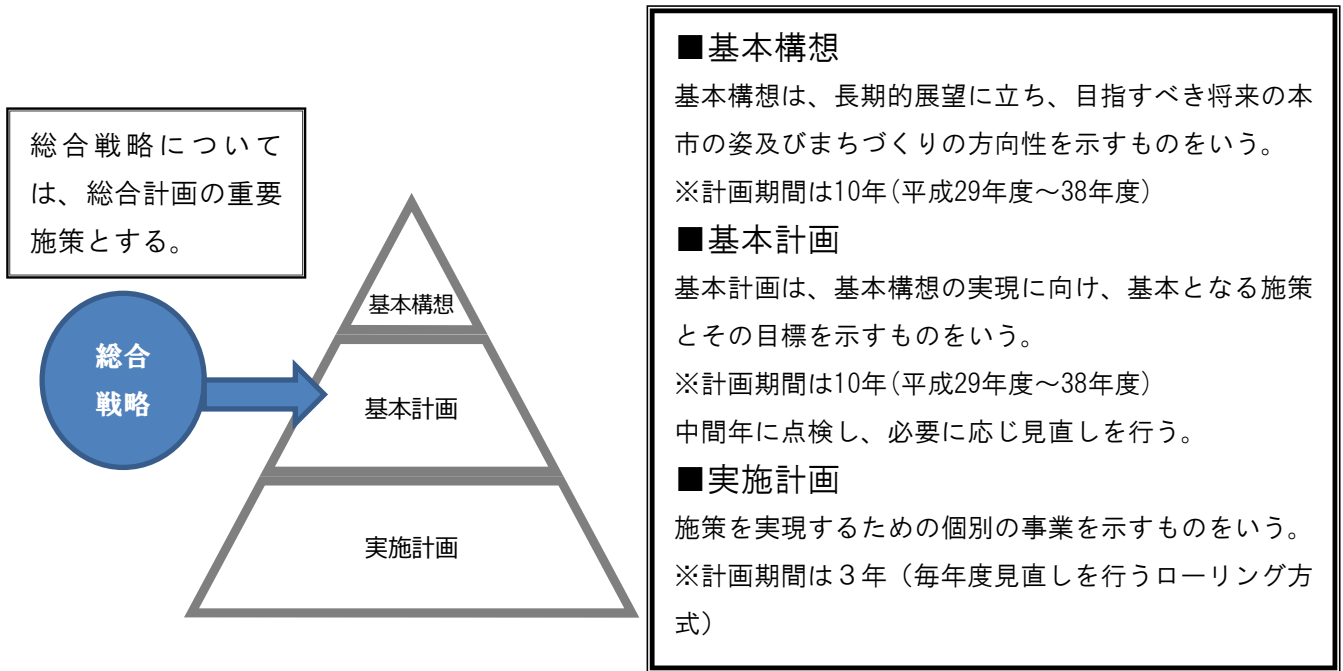
基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱の実現に向け、市が取り組むべき施策の基本

方向を総合的かつ体系的に明らかにするものです。

基本計画の計画は、基本構想と同じ10年間としますが、社会経済状況などの変化に柔軟に対応するため、中間年において点検し、必要に応じて見直しを行うこととします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするもので、財源の裏づけを伴う市政の具体的な計画とします。計画期間は、3年間を基本とし、社会経済環境や財政状況の変化、市民ニーズへの対応等を考慮しながら、毎年度見直しを行うローリング方式とします。



H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想 10年間									
基本計画 10年間 (中間年に点検し、必要に応じ見直し)									
実施計画3年間			実施計画3年間			実施計画3年間			実施計画3年間

### 3 計画策定の基本姿勢

#### (1) 将来人口推計や社会経済状況の変化等に対応した総合計画

人口減少・少子高齢化や安全・安心、環境への意識の高まりなど、時代潮流が本市にもたらす影響を的確に把握し、これに対応した計画とします。

#### (2) 市の最上位としてふさわしい計画

総合計画は、将来都市像の実現に向けた「まちづくりの指針」として、各分野の行政計画の上位に位置し、すべての分野にまたがって横断的に策定される唯一の計画であります。これを踏まえ、総合計画は、市の最上位としてふさわしい内容の計画とするとともに、まちづくりの方向性を示すものとします。

#### (3) 市民と共有できる総合計画

総合計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、まちづくりの主体である市民と行政の共通目標であることが求められます。このため、市が何を目指し、いつまでに、どれだけ達成するのかという、まちづくりの目標を明確にするとともに、計画の構成や表現にも工夫を凝らすことで、人権の視点に立った市民に分かりやすい計画とします。

#### (4) 自治体経営に活用できる計画づくり

限りある地域資源で最大の成果を上げるため、組織目標や成果主義に基づく「選択と集中」により、経営の視点に立った行財政運営を行なうことが必要です。そのため、「PDCA」のマネジメントサイクルの流れに沿って、施策や事業の優先度・重要度およびこれらを点検・評価する際の指標を示すなど、行政評価と連動した実用的な計画とします。

### 4 計画の基本課題

#### (1) 「都市目標像」及び「まちづくりの基本理念」の見直しの検討

現在の都市目標像であります「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち ～人権・産業・学術・文化・自然の共生都市をめざして～」及びまちづくりの基本理念イメージであります「市民と行政が協働で創るまち」「活力とうるおいのあるまち」「やさしさと豊かな心が育つまち」「きれいな水と緑があるまち」について、見直しを行うべきかを検討します。

#### (2) 施策の大綱の見直しの検討

現在の7つの大綱による部門構成でよいのか、見直しを行うべきかを検討します。

### 5 策定体制等

#### (1) 市民参画の手法

##### ① 意識調査の実施

計画案の策定に先立ち、下記調査を実施し、広範な意向把握に努め、今後の政策・

施策を検討する際の基礎資料として活用します。

- a. 市民意識調査
- b. 結婚・出産・子育てに関する市民意識調査
- c. 転入・転出者意識調査
- d. 高校生・大学生意識調査

## ② 市民を対象にした懇談会の実施

計画案の策定に先立ち、市民を対象にしたワークショップを開催し、本市の課題や将来像などについて意見交換を行います。

## ③ 各種団体等を対象にした意向調査の実施

計画案の策定に先立ち、各種団体等を対象に意向調査を実施し、団体活動の現況・課題のほか、まちづくりへの意見や要望の把握に努めます。

## ④ 意見募集の実施

計画案の策定に先立ち、市の広報やホームページなどで広くまちづくりへの意見や提案を求めます。

さらに、計画策定過程において、市民等に対して計画素案に係る意見や提言を募集し、計画案への反映に努めます。

## (2) 総合計画審議会

総合計画の策定にあたっては、飯塚市総合計画策定条例第4条に基づき、市長の諮問機関として、学識経験者、各種団体等の代表者等により組織し、基本構想案について審議・答申を行います

## (3) 庁内体制

総合計画策定委員会を設置し、当該委員会を中心に、職員一丸となって策定作業を進めます。

### ① 庁議(最高意思決定機関)

総合計画審議会に対し諮問する総合計画の素案を決定します。

議会に提案する基本構想の最終成案を決定します。

総合計画の最終成案を決定します。

### ② 策定委員会(部長会)

主に庁議に付議する総合計画の素案を策定します。

### ③ 策定委員会専門部会(関係課長等)

専門部会を設け、それぞれ関係する担当課長級職員で構成します。主に策定委員会で調査及び検討するための総合計画の素案を作成します。

### ④ 課(室)・係

主に総合計画の素案づくりに必要な各種調査及び検討、施策の記述等を行います。

⑤ 事務局（企画調整部総合政策課）

主に基礎調査や計画素案の取りまとめ、会議運営、総合調整等を行います。

（４）策定期間

計画の策定期間は平成２７年度～平成２８年度の２カ年とします。また、策定作業は別紙スケジュールにより進めるものとします。

総務委員会資料  
平成27年 9月15日提出

平成27年度  
**事務事業評価**  
実施結果



# 平成 27 年度 事務事業評価実施状況について

## 1. 経 過

- ① 1 月 下旬 「平成 26 年度事務事業評価シート」作成に関する職員説明会を開催。
- ② 2 月 初旬 事務事業担当課による「事務事業整理表」及び「事務事業評価シート」の  
～3 月末 作成と課内 1 次評価を実施。
- ③ 6 月 上旬 「平成 26 年度事務事業評価シート」の決算ベースでの修正及び再提出終了。
- ④ 8 月中旬 部局長で構成する「行政評価推進部会」での（仮）2 次評価（8 月 7 日）と、  
「行財政改革推進本部会議」での最終 2 次評価（8 月 21 日）を実施。

## 2. 行政評価推進部会での（仮）2 次評価の実施

(1) 実施期日 平成 27 年 8 月 7 日（金）

(2) 実施内容

- ①行政評価推進部会（11 人）を、次のとおり 2 班体制に区分し実施

区 分	A 班	B 班
評価者（座長）	財 務 部 長	企画調整部長
評 価 者	経 済 部 長	総 務 部 長
”	都市建設部長	市民環境部長
”	上下水道局次長	こども健康部長
”	教 育 部 長	福 祉 部 長
”	議会事務局長	—

【座長】行政評価推進部会長（財務部長）・副部会長（企画調整部長）

- ②対象事務事業の担当課により事業概要を説明

※評価対象事務事業は、別添「2 次評価対象事務事業一覧」を参照

「事務事業評価シート」の内容に基づき、担当課（係長）が次の内容を説明。

- 事務事業の概要
- 活動内容と成果
- コスト（人件費、直接事業費）
- 妥当性・効率性・有効性の観点から行った課内 1 次評価の結果説明

- ③審議（担当課は質疑応答へ対応）

当該事務事業の実施内容が上位施策に対して適切か、または行政資源（ヒト・モノ・カネ）の効率的かつ効果的な活用がなされているか等の視点により、担当課の 1 次評価結果が妥当か否かを審議。

- ④判定

上記の審議結果等を踏まえ、部会としての評価判定を実施。

## 3. 行財政改革推進本部での最終 2 次評価の実施

(1) 実施期日 平成 27 年 8 月 21 日（金）

(2) 実施内容

- ①2 次評価対象事業の概要説明

（仮）2 次評価の判定及び総評等の結果を記載した「事務事業一覧表」を作成し、事務局が同資料に基づき 2 次評価対象の全事務事業について説明。

- ②全体審議

上位施策との関連性や行政資源（ヒト・モノ・カネ）の効率的かつ効果的な活用等の総合的な観点から、行政評価推進部会で実施した（仮）2 次評価の判定が妥当かを審議し、行財政改革推進本部会議においての最終 2 次評価判定を決定。

#### 4. 平成 27 年度 行政評価（1 次及び 2 次評価）結果の概要について

【1 次評価】2 月から 6 月上旬にかけて各事業担当課による事務事業評価の 1 次評価を実施…全 1010 事務事業のうち、法令の義務付けがある事務事業や、市に裁量の余地が全くない事務事業などの 198 事業を除く 812 事業が評価対象。

【2 次評価】8 月中旬に行財政改革推進本部にて、最終 2 次評価を実施  
…1 次評価対象の 812 事務事業から事務局が調整し選定した 44 事業に対して行財政改革推進本部において 2 次評価を実施。

評価等	1 次評価	2 次評価	最終評価
対象事務事業数	7 6 8	4 4	8 1 2
①コスト成果ともに拡充	6 9	3	7 2
②コストは現状維持し、成果を拡充	1 6 3	1 5	1 7 8
③コストは縮小し、成果は現状維持	4 4	1	4 5
④コストを縮小し、成果は拡充	1 3	1	1 4
⑤コスト・成果ともに現状維持	4 3 5	2 1	4 5 6
⑥コスト・成果ともに縮小	8	0	8
⑦休・廃止	3 6	3	3 9

※2 次評価事務事業数は 1 次評価事務事業数には含まれません。

(1) 最終 2 次評価結果の公表

2 次評価の結果は、広報紙及び市ホームページに掲載し、市民に向けて公表することとし、今回の 2 次評価から全対象事務事業の評価シートをホームページへ掲載する予定。

(2) 評価結果の活用

評価結果は、平成 28 年度予算編成に活用。

## 平成 27 年度 2 次評価対象事務事業一覧表

【A 班：評価対象事務事業】

番号	事務事業名	担当課	評価区分	
			1 次評価	2 次評価
①	男女共同参画推進センター管理事務	男女共同参画推進課	②	②
②	集会所施設管理事業	人権同和政策課	③	③
③	自主防災組織育成事業	防災安全課	①	②
④	通信教育助成金交付事業	人事課	⑤	②
⑤	くらしの便利帳作成事業	まちづくり推進課	⑤	⑤
⑥	斎場管理事業	環境整備課	⑤	⑤
⑦	生ごみ処理機等購入費補助金交付事業	環境整備課	②	⑦
⑧	環境施設の集約及び再編整備に関する事務	環境対策課	①	②
⑨	し尿・浄化槽汚泥処理施設維持管理業務	環境対策課	⑤	⑤
⑩	幼稚園特別支援教育支援員配置事業	子育て支援課	①	⑤
⑪	つどいの広場いづか管理事業	こども育成課	⑤	⑤
⑫	母子家庭等自立支援給付等事業	こども育成課	⑤	⑤
⑬	重度障がい者医療費助成事業	医療保険課	⑤	⑤
⑭	ひとり親家庭等医療費助成事業	医療保険課	⑤	⑤
⑮	健康診査事業（生保健診）	医療保険課	①	②
⑯	各種がん検診事業	健康・スポーツ課	②	②
⑰	母子保健訪問指導事業	健康・スポーツ課	④	②
⑱	在宅介護支援センター運営事業	高齢者支援課	⑤	⑤
⑲	成年後見制度利用支援事業	高齢者支援課	⑤	⑤
⑳	中国残留邦人支援事業	社会・障がい者福祉課	⑤	⑤
㉑	戦没者追悼式開催事業	社会・障がい者福祉課	⑤	⑤
㉒	地域活動支援センター事業	社会・障がい者福祉課	①	①
合 計		13 課 22 事務事業		

【評価区分】 ①コスト・成果ともに拡充 ②コストは現状維持し、成果を拡充  
 ③コストは縮小し、成果は現状維持 ④コストを縮小し、成果は拡充  
 ⑤コスト・成果ともに現状維持 ⑥コスト・成果ともに縮小 ⑦休・廃止

【B班：評価対象事務事業】

番号	事務事業名	担当課	評価区分	
			1次評価	2次評価
①	場間場外受託事業	経営管理課	④	④
②	大学生産業活動支援事業(チャレンジプロジェクト)	産学振興課	②	⑦
③	企業立地促進補助金交付事業	産学振興課	①	①
④	筑豊ハイツ管理事業	商工観光課	①	①
⑤	建物損害共済事務	管財課	⑤	⑤
⑥	土木一般管理事業	建設総務課	②	⑤
⑦	樋門・樋管管理事業	土木管理課	⑤	⑤
⑧	下水処理施設管理事業	住宅課	⑤	⑤
⑨	浸水対策事業【雨水貯留施設(公園敷地オンサイト化)】	都市計画課	①	⑦
⑩	県営農業生産基盤整備事業	農業土木課	②	②
⑪	審査事務	会計課	⑤	②
⑫	小中学校特色ある教育活動事業	教育総務課	⑤	②
⑬	中学校国際教育関連事業	学校教育課	⑤	⑤
⑭	委員会の運営に関する事務事業	議会事務局	⑤	⑤
⑮	小中学校PTA連合会活動支援事業	生涯学習課	⑤	⑤
⑯	直営図書館管理運営業務(穂波・頼田2館)	生涯学習課	⑥	②
⑰	熟年者マナビ塾事業	生涯学習課	②	②
⑱	コスモス大学事業	生涯学習課	⑤	②
⑲	企画展事業	文化課	②	②
⑳	学校給食調理場施設の新設整備事業	学校給食課	⑤	⑤
㉑	財産(公用車)管理事務	上下水道局 総務課	②	②
㉒	上水道施設(老朽管)の更新事業	上水道課	⑤	⑤
合 計		18 課 22 事務事業		